(平成21年5月11日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定等の申請及び審査に関して必要な事項を定める。

第2条 削除

(申請図書)

- 第3条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」という。)第2条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
 - (1) 当該申請に係る住宅又はその部分が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第31条第1項に規定する住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関(品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。)が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合するものである場合は、当該型式に係る住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し
 - (2) 当該申請に係る住宅又はその部分が、品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等である場合は、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書(品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。)の写し
 - (3) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土 交通省告示第209号。以下「告示」という。)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合は、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(登録試験機関(品確法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。)が行う特別評価方法認定(品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。)のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の

試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験」という。)を受けた場合は、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書)

- (4) 当該申請に係る住宅の敷地又は敷地の部分が都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項第1号に規定する地区計画(各務原地区及び南町地区を除く。)の区域内にある場合は、当該地区計画に適合していることを証した地区計画適合証明書の写し又は適合していることが確認できる図書
- (5) 景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定に基づく行為の届 出が各務原市都市景観条例(平成18年条例第19号)に規定する風景区域・重 点風景地区の景観計画に適合している旨が明示された審査結果通知書の写し又は 適合していることが確認できる図書
- (6) 当該申請に係る住宅の敷地又は敷地の部分が都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設若しくは同条第7項に規定する市街地開発事業(以下「都市計画施設等」という。)の区域内にある場合は、当該都市計画施設等の種類、位置及び幅員を明示した配置図
- (7) 当該申請に係る住宅の敷地が居住環境基準及び災害配慮基準(各務原市)(平成 21年5月11日決裁)第1に規定する緑化の基準に適合していることが確認で きる図書
- (8) 当該申請に係る住宅が居住環境基準及び災害配慮基準(各務原市)第4に規定 する排水設備の基準に適合していることが確認できる図書
- (9)当該申請に係る住宅の敷地又は敷地の部分が居住環境基準及び災害配慮基準(各務原市)第6に規定する区域内にある場合は、当該区域の位置及び種類を明示した配置図
- 2 品確法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの 写しを添付する場合は、前項第1号から第3号までに掲げる図書は省略することが できる。
- 3 規則第2条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 第1項第1号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住 宅型式性能認定書(告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受

けた型式に係るものに限る。)において住宅性能評価(品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。)の申請において明示することを要しない事項(登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請において明示することを要しない事項)として指定された事項が、規則第2条第1項の表1に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

- (2)第1項第2号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合に、 当該型式住宅部分等製造者認証書(告示に定める基準以上の性能を有する旨の認 証を受けた型式住宅部分等に係るものに限る。)において住宅性能評価の申請にお いて明示することを要しない事項として指定された事項が、規則第2条第1項の 表1に掲げる図書に明示すべき事項の全てを満たすこととなるときは、当該図書 (建築確認申請等)
- 第4条 申請者は、法第6条第2項の規定に基づく申出をするとき(法第8条第2項 の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)は、計画通知取扱申請書(様式第 1号)を添付するものとする。
- 2 前項の計画通知取扱申請書を添付するときは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書は、正本1通及び副本1通とする。 (構造計算適合性判定に準じた審査等)
- 第5条 市長は、前条第2項の確認の申請に、構造計算適合性判定を要する建築物が 含まれているときは、申請者に構造計算適合性判定に準じた審査(次項において「適 判に準じた審査」という。)を受けるよう求めるものとする。ただし、建築基準法第 6条の3第7項に規定する適合判定通知書(以下この条において「適合判定通知書」 という。)の交付を受けている場合はこの限りでない。
- 2 申請者は、適判に準じた審査を受けた場合はその結果(次項において「審査結果 通知書」という。)を、適合判定通知書の交付を受けている場合はその写しを市長に 提出するものとする。
- 3 市長は、審査結果通知書又は適合判定通知書の写しを受理したときは、次条第1 項の通知にこれを添付するものとする。

(計画通知)

第6条 市長は、第4条第1項の申請書を受理したときは、長期優良住宅建築等計画

通知書(様式第2号)により建築主事に通知するものとする。

2 建築主事は、前項の通知を受け、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 をするときは、確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号) に準じて審査を行うものとする。

(適合するかどうか判断できない旨の通知)

- 第7条 市長は、当該申請に係るに係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうか判断できないとき又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付を受けたときは、適合するかどうか判断できない旨の通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。(変更届)
- 第8条 認定計画実施者は、規則第7条に規定する軽微な変更があるときは、当該変更に係る工事に着手する前に、変更届(様式第5号)正本1通及び副本1通に関係図書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、当該変更について登録住宅性能評価機関から軽微変更該当証明書の交付を受けている場合は、この限りでない。(取下届)
- 第9条 申請者は、認定を受ける前又は地位の承継の承認を受ける前に申請を取り下 げるときは、取下届(様式第6号)正本1通及び副本1通を市長に届け出なければ ならない。
- 2 前項の場合にあっては、申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。 (取止届)
- 第10条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取り止めるときは、取止届(様式第7号) 正本1通及び副本1通に認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。 (完了の報告等)
- 第11条 認定計画実施者は、認定を受けた住宅の建築工事等が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士等が確認し、速やかに、工事完了報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
 - (1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた 場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

- (2) 法第6条第1項第3号に規定する基準に適合していることが分かる完成写真
- 2 法第12条の規定により市長から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期 優良住宅状況報告書(様式第9号)により市長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告の求めは、報告を求める旨の通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第13条 市長は、地位の承継の承認の申請を承認しないときは、承認しない旨の通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第14条 市長は、法第13条第1項から第3項までの規定による改善命令について、 改善命令書(様式第13号)により行うものとする。

(認定の取消し)

- 第15条 市長は、法第14条第1項第1号又は第3号の規定による認定の取消しについて、認定取消通知書(様式第14号)により行うものとする。
- 2 市長は、法第14条第1項第2号の規定による認定の取消しについて、申出による認定取消通知書(様式第15号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則(平成25年3月19日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月8日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年9月30日決裁)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市長期優良住宅建築等計画認定実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、 当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

計画通知取扱申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

申請者 住 所 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により、下記の長期優良住宅建築等計画について、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けたいので建築基準法施行規則第1条の3に規定する書類を添付して申請します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建設予定地
- 3 建築物の用途
- 4 延べ面積 (m²)

(注意) 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記入してください。

長期優良住宅建築等計画通知書

	(宛先)	各務原市	建築主事
--	------	------	------

第		号
年	月	В

理知有官職 谷務原巾長 F	通知者官職	各務原市長	戶
---------------	-------	-------	---

建築主氏名 設計者氏名

受付欄	消防通知欄	決裁欄	通知番号欄
			年 月 日
			第 号

 第
 号

 年
 月

 日

適合するかどうか判断できない旨の通知書

様

各務原市長 印

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定(同法第6条第2項の申出があった場合は建築基準関係規定を含む。)に適合するかどうか判断できないので、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

変更届

年 月 日

(宛先) 各務原市長

届出者 住 所 氏 名

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について変更(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条に規定する軽微な変更に限る。)がありますので、各務原市長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

3 確認の特例の有無(法第6条第2項に基づく申出)

有 無 (確認年月日·番号)

- 4 届出に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 変更の内容

*	市	受	付	欄	※ 決 裁 欄

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記入してください。
 - 3 「6 変更の内容」は別紙とすることができます。

取下届

年 月 日

(宛先) 各務原市長

届出者 住 所 氏 名

次の申請を取り下げるので、各務原市長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱第9条第1項の規定に 基づき届け出ます。

記

1 申請の種類

長期優良住宅等計画等認定 地位の承継

2 申請年月日

年 月 日

3 確認の特例の有無(法第6条第2項に基づく申出)

有 無

- 4 申請に係る住宅の位置
- 5 取下理由

※ 市受付欄	※ 決 裁 欄

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記入してください。

取 止 届

年 月 日

(宛先) 各務原市長

届出者 住 所 氏 名

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取り止めたいので、各務 原市長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱第10条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

3 確認の特例の有無(法第6条第2項に基づく申出)

有 無 (確認年月日·番号)

- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 取り止め理由

※ 市 受 付 欄	※ 決 裁 欄

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記入してください。

工事完了報告書

年	月	Н

(宛先) 各務原市長

報告者 住 所 氏 名

認定	長期優良住宅建築等計画に	基づく次の住宅の	建築工事が完了し	ましたので、各務	原市長期優良住
宅建築	等計画等認定実施要綱第1	1条第1項の規定	こより、次のとお	り報告します。	
		i c			
1 長	期優良住宅建築等計画の認	定番号			
	第	号			
2 長	期優良住宅建築等計画の認	定年月日			
	年 月	日			
3 確	認の特例の有無(法第6条	:第2項に基づく申)	出)		
	有 無	(確認年月日・	番号)
4 認	定に係る住宅の位置				
5 認	定計画実施者の氏名				
6 認	定長期優良住宅建築等計画	iに基づき、住宅のタ	建築が完了したこ	とを確認した建築	士等
【資	格】 ()建	築士()登録第	号	
【氏:	名】				
=	士事務所名】() 3	建築士事務所()知事登	绿第	号
【所在			,		•
	 事中の軽微な変更の内容 (華微変更該当証明	書の交付有	無)	
	7 7 7 12191 019292 1 7 7 1			, ,	
•				 裁 欄	

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記入してください。
 - 3 「7 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
 - 4 検査済証の写しを添付してください。
 - 5 完成後の緑化及び景観の状況が分かる写真を添付してください。

(第2面)

8 認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部	照合内容	照合を行った	照合結果(不適の
	位、		設計図書	場合は、その内
	材料の種類等			容)
構造躯体等				
の劣化対策				
耐震性				
可変性	1			
維持管理・				
更新の容易性				
高齢者等対策				
hami ii daay				
省エネル				
ギー対策				
, ,,,,,,				
居住環境の維				
持及び向上				
可及い刊工				

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

報告者 住 所 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画等に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、各務原市長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1	長期優良住宅建築等計画等の	認定番号
	第	号

2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名

5	維持又は維持保全の内容

※ 市 受 付 欄	※ 決 裁 欄

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記入してください。

 第
 号

 年
 月

 日

報告を求める旨の通知書

様

各務原市長 印

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条 の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申 し添えます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 報告を求める内容
- 6 報告の期限

認定しない旨の通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

各務原市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に 関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

承認しない旨の通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

各務原市長印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に 関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改善命令書

第 号年 月 日

様

各務原市長 印

次の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

囙

様

各務原市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第1号又は第3号の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

申出による認定取消通知書

第 号 年 月 日

様

各務原市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、申出のあった下記の 認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、 これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由